

海幕総第10231号

24.12.19

一部改正 令和元年9月25日 海幕総第692号

各部隊の長  
各機関の長

殿

海上幕僚長

業務改善提案の推進について（通達）

標記について、下記のとおり定め、平成25年1月4日から実施する。

なお、業務改善提案の推進について（通達）（海幕総務第4866号。4.10.2）は同日をもって廃止する。

## 記

### 第1 総則

#### 1 目的

この通達は、海上自衛隊における業務改善提案の推進に関し、必要な事項を定め、業務運営の能率化・合理化に資することを目的とする。

#### 2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (2) 業務 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動に係る業務を除く業務をいう。
- (3) 改善提案 業務運営の能率化・合理化を図るため、海上自衛隊員が単独若しくは共同で又は部隊が提案した改善案をいう。
- (4) 業務改善提案サイト 改善提案の起案、閲覧及び審査等をオンラインで実施するために海自情報通信基盤（MS I Iオープン系）のWebサーバ上に構築されたツールをいう。

#### 3 改善提案の対象範囲

改善提案の対象範囲は、自己の所掌する業務に関する否とにかかわらず、又は自隊の業務について、業務運営の改善に寄与するすべての事項とする。

#### 4 業務改善提案サイトの活用

- (1) 改善提案の起案及び審査等は、業務改善提案サイトの機能を活用し実施するものとする。ただし、通信環境等の事情によりこれにより難いと部隊等の

長が認めた場合は除くことができる。

- (2) 前号ただし書きに基づき業務改善提案の処理を行った部隊等の長は、業務改善提案サイトを運用している直近の上級部隊に業務改善提案情報の入力を依頼することができる。

## 第2 部隊等における業務改善の推進

### 1 業務改善の提案

- (1) 改善提案を行おうとする隊員は、業務改善提案サイトの提案機能により提案する。
- (2) 業務改善提案サイトによる提案により難い部隊については、口頭又は適宜の様式により業務上の直属の指揮監督者（以下「監督者」という。）に提出する。
- (3) 前号により提出を受けた監督者は業務改善提案書（別紙様式）に取りまとめ速やかにその提案内容を検討し、必要に応じ補足又は修正を行い、同業務改善提案書に意見を付して順序を経て部隊等の長に提出する。

### 2 審査及び処置

#### (1) 審査

部隊等の長は、受理した改善提案に関し、次に掲げる事項について、速やかに審査を行うものとする。

審査に当たっては、提起された問題点を分析するとともに、提案者等の改善意欲を損なわないように、また、独善的にならないように留意し、広く意見を求めるものとする。

ア 改善の期待効果

イ 改善に要する人員、経費、資材等

ウ 改善効果の持続性

エ 適用の範囲

オ 実施の難易

カ 実施の時期

キ 他の業務、部課及び部隊等に及ぼす影響

ク その他部隊等の長が必要と認める事項

#### (2) 処置

部隊等の長は、前号の審査を終えた改善提案について、次に掲げる処置を講ずるものとする。

ア 採用（一部採用を含む。）と決定した場合

監督者を通じて、提案者に採用された旨を通知するとともに、関係者に必要な事項を通知する。

- イ 不採用と決定した場合  
提案者の改善意欲を損なわないように留意し、その理由を明らかにした上で、監督者等を通じて提案者にその旨を通知する。
  - ウ 再提案と決定した場合  
改善提案を補完することにより、一層の改善効果が期待できるものについては、研究及び再検討を要する事項を具体的に示し、提案者に再提案させる。
  - エ 保留と決定した場合  
特別の理由により、改善提案の採否の決定に長期間（3か月以上）を要すると判断されるものについては、その理由及び採否の予定時期等を通知するとともに、速やかな採否決定に努めるものとする。
  - オ 他の規則に基づき処置する場合  
審査の結果、改善の必要性は認められるものの改善提案内容が別表に掲げる関係規則に係る改善提案の処理に関しては、それぞれ当該の規則に定めるところにより処置するものとする。
  - カ 採用等の決定が困難な場合等  
部隊等の長は、改善提案の内容が次に掲げる事項に該当する場合には、意見を付して上級部隊等の長又は海上幕僚長に順序を経て上申するものとする。
    - (ア) 採否の決定が困難な場合  
改善提案の審査に高度の専門的な知識又は技術を要するもの。
    - (イ) 審査の結果、採用を適当と認める場合における、次のもの。
      - a 権限外に属するため自隊において改善できないもの。
      - b 特別に予算の配布を必要とするもの。
      - c 自隊のみでは実施できないため、他部隊等の協力を要請する必要があるもの。
- 3 採用した提案の実施  
部隊等の長は、採用した改善提案及び上級部隊等から採用の通知を受けた改善提案のうち部隊等による措置を要する事項について、速やかに実行に移すものとする。
- 4 普及すべき提案（以下「普及提案」という。）の報告  
部隊等の長は、採用した改善提案のうち、改善の効果が大きく、他部隊等に広く普及することが有益と認めた場合には、意見を付して上級部隊等の長又は海上幕僚長に順序を経て報告するものとする。

## 1 業務改善推進委員会の設置

- (1) 海上幕僚監部に業務改善委員会を設置する。
- (2) 業務改善委員会においては、海上幕僚監部で提案された改善提案及び部隊等から上申等のあった改善提案の処理を行う。
- (3) 委員長は、海上幕僚監部で提案された改善提案及び部隊等から上申等のあった改善提案の審査・評価の結果について、海上幕僚監部各部等の長（以下「各部等の長」という。）及び部隊等の長に通知する。

## 2 採用した提案の実施

各部等の長は、業務改善委員会により採用（一部採用を含む。）と評価された改善提案について、速やかに実行に移すものとする。

## 第4 表彰

海上幕僚監部業務改善委員会委員長及び部隊等の長は、表彰に値すると認められた場合には表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）に基づき、表彰又は表彰の手続を行うものとする。

## 第5 業務改善の推進状況及び普及提案の周知

海上幕僚監部総務部長は、次についてホームページ等により部隊等に周知するものとする。

- (1) 当該年度の部隊別の業務改善提案状況
- (2) 当該年度の海上幕僚監部業務改善委員会の審査で採用とされた提案のうち、第2第4項に該当する提案

## 第6 業務改善推進月間

部隊等は、業務改善提案の促進を図るため、毎年業務改善推進月間を実施するものとする。

## 第7 その他

- (1) この通達の実施に関し必要な細部事項については、部隊等の長が定めることができる。
- (2) 海上幕僚監部における業務改善提案の実施等については、別に定める。
- (3) 業務改善サイトの管理運営要領については別に定める。

添付書類：1 別紙様式

2 別表

写送付先：部内全般

別紙様式

## 業務改善提案書

提案年月日

提案者	所属		配置		階級		氏名	
協力者	所属		配置		階級		氏名	
	所属		配置		階級		氏名	
提案事項	(提案内容を完結かつ明確に表現する。)							
現状及び改善すべき問題点	(現在実施されている方法と改善すべき問題点を明らかにする。)							
改善提案の内容	(具体的に記載する(必要に応じ、付表、付図、参考資料等を添付する。))							
改善の期待効果	(本通達の第1の第3項について、可能なものは定量的に表現する。)							
その他参考事項	(所要人員、所要経費、所要資材等参考となる事項を記載する。)							
監督者の意見								
部隊等の長の審査等	処 置	採 用 不 採 用 再 提 案 保 留 上 申	所 見					

注：軽易な改善提案については、適宜項目の記載を省略することができる。

関係規則等

規則等	改善等の内容
職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号）第3条	職務発明によるもの。
海上自衛隊における研究開発に関する達（昭和49年海上自衛隊達第18号）第12条、第13条	研究開発に関するもの。
海上自衛隊の年度業務計画に関する達（平成27年海上自衛隊達28号）第9条	部隊等の防衛力の整備、維持等に係る主要なもの。（海幕計画に対する要望の上申）
艦船造修整備基準（平成14年海上自衛隊第54号）別冊第2章、第4章	1 艦船の改造を必要とするもの。 2 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の改善を必要とするもの。
航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）別冊第5章	航空機等の改善を必要とするもの。
自衛艦使用実績報告規則（昭和36年海上自衛隊達第39号）第4条	新造及び特別改造後に艦船の改造を必要とするもの。
海上自衛隊安全管理規則（平成12年海上自衛隊達第25号）第5条	安全管理上改善を必要とするもの。
教育訓練用器材等整備基準（海幕装備第5627号。10.12.8）別冊第4章	教育訓練用器材等の改善を必要とするもの。
弾薬等整備基準（海幕武第5630号。10.12.8）別冊	弾薬等の改善を必要とするもの。
需品に関する使用者の意見を聴く枠組みについて（補本需整第524号。21.3.31）別紙	需品に関する品目追加、改善を必要とするもの。
情報システムの管理運用要領等	各情報システムの改善を必要とするもの。